

加古川中流圏域河川整備計画 三木ブロック懇話会設置要綱

【名称】

第1条 本会は、「加古川中流圏域河川整備計画 三木ブロック懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

【目的】

第2条 本会は、加古川中流圏域の兵庫県管理河川について河川法第16条の2に基づく河川整備計画を策定するにあたり、必要な事項について協議、検討し、北播磨県民局長に対して意見を述べることを目的とする。

【組織】

第3条 1) 懇話会は、別紙委員名簿に掲げる委員により組織する。
2) 委員は、北播磨県民局長から委嘱する。
3) 委員の任期は、平成25年3月末までとする。

【会長】

第4条 1) 懇話会には、委員の互選により会長を置く。
2) 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
3) 会長が不在となるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

【会議の運営】

第5条 1) 会長は、委員を招集する。
2) 会長は、議長となる。
3) 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の人の同席を求め、意見を聴くことができる。

【要綱の改正】

第6条 要綱の改正については、懇話会において討議の上、出席者の過半数の賛成をもって行う。

【事務局】

第7条 懇話会の事務局は、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所に置く。

【雑則】

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成24年3月8日に改訂する。

